



2025 年 10 月 16 日(木)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

教育資金一括贈与の非課税 30歳で管理契約が終了した場合

教育資金管理契約が 30 歳で終了した場合

「教育資金の一括贈与の非課税制度」をご存じでしょうか。親や祖父母が子や孫に対して、将来かかる教育資金を先に一括で渡しておきたいというときに、1,500 万円までの金額が、贈与税の非課税となる制度です。手続きの流れは、次のとおりです。

- ① 信託銀行などの金融機関と教育資金管理契約を締結する。その契約に基づいて金融機関に 1,500 万円までの資金を預け入れる（あわせて非課税申告書を、金融機関を通じて税務署に提出する）。
- ② 子や孫は、教育に関わる支出の領収書を金融機関に提出し、資金を受け取る。

この契約は、原則として、子や孫が 30 歳に達した時に終了します。もし、親や祖父母が活着ているうちに、契約が終了した場合には、どのようになるのでしょうか。

使い切れなかった金額に贈与税課税

まず、子や孫は、契約が終了した時に、金融機関に未提出であった領収書を契約が終了した月の翌月末日までに提出しなければなりません。そして、非課税の拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときには、その残額について贈与税が課されます（基礎控除 110 万円以下である場合には、課税はありません）。

残額には「一般税率」適用（令和 5 年改正）

この場合に適用される税率は、令和 5 年の税制改正により「一般税率」を適用することとなりました。ただし、令和 5 年 4 月以後の贈与から適用されるため、時期などにより少し複雑になります。国税庁 Q & A では、次のような事例が示されています。

<事例>

年月	事実
R3. 4	祖父から 1,000 万円取得（特例適用）
R5. 7	祖父から 500 万円追加（特例適用）
R5. 10	教育資金 900 万円支出
R6. 2	教育資金管理契約終了

この場合、孫の一般税率の対象となる金額（一般贈与財産）と特例税率の対象となる金額（特例贈与財産）は次のように計算されます。

- ① 残額 $1,500 \text{ 万円} - 900 \text{ 万円} = 600 \text{ 万円}$
- ② 一般贈与財産（一般税率を適用）
 $① \times 500 \text{ 万円} / 1,500 \text{ 万円} = 200 \text{ 万円}$
- ③ 特例贈与財産（特例税率を適用）
 $① - ② = 400 \text{ 万円（差額）}$



金融機関から送られる
教育資金一括贈与の利
用状況の書類は、チェッ
クしておきましょう。